●障害福祉サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準改正に伴う留意事項

【 】は対象となるサービス

国において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、県においても関係する条例・規則を改正(令和3年4月1日施行)しております。 具体的な内容は下記のとおりですが、新たな減算(減算要件の追加や新たな減算の創設)が適用される事項もありますのでご留意いただくとともに、適切な対応をお願いいたします。

- 1. 勤務体制の確保等(適切な職場環境維持(ハラスメント対策)) [全サービス]
 - 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務 上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止 するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。
- 2. 地域と連携した災害対策の推進【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】
 - 訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。
- 3. 職場への定着のための支援等の実施【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行 支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型】
 - 利用者が就労定着支援の利用を希望する場合には、支援が終了した日以後速やかに当該 指定就労定着支援を受けられるよう、就労定着支援事業者との連絡調整に努めること。
- 4. 基本報酬の算定における評価内容の公表 (未公表の場合は減算適用) [就労継続支援 A 型]
 - 事業所のホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容を全て公表すること。
- 5. **身体拘束等の禁止(未実施の場合一部減算適用)**【就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援を除く全サービス】
 - 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。
 - ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に(年1回以上)開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(指針に盛り込む項目)

- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
- ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。

※ 減算の算定要件

身体拘束については運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束 廃止未実施減算」が創設され、要件を満たしていない運用をした場合は『減算』の適用とな る。下記のいずれか1つでも満たせない場合、利用者全員に対して基本報酬を5単位/日減算 する。

<基準>

- 1 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。

【身体拘束廃止未実施減算の単位】

5単位/日

【減算適用開始】

<訪問系サービス>

基準1~4について、令和5年4月より適用開始

<その他のサービス>

基準2~4について、令和5年4月より適用開始 基準1についてはすでに適用開始

※その他のサービス

療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援 共同生活援助 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所支援

6. **虐待の防止【**全サービス】

- 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に(年1回以上)開催するとともに、その結果について、

従業者に周知徹底を図る。

- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
- ・上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

7. 業務継続計画の策定等(令和6年3月31日までの間は努力義務)[全サービス]

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

8. 衛生管理等(令和6年3月31日までの間は努力義務) 【全サービス】

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ② 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

※ 委員会の開催頻度について

【おおむね6カ月に1回以上】

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 就労定着支援 自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援

【おおむね3カ月に1回以上】

療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援 自立訓練(機能訓練、生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 共同生活援助 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所支援

- 9. **人員基準の見直し**(令和3年3月31日時点で指定を受けている事業所については令和5年3月31日までの間は努力義務)*【児童発達支援、放課後等デイサービス】*
 - 現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみに人員基準を見直す。

※運営規程の変更手続きについて

基準省令の改正に伴い、運営規程の変更が必要な箇所がありますので、記載例を参考に、変 更手続きをお願いいたします。

運営規程記載例

【令和4年4月以降】

(虐待防止に関する事項)

第○○条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第△△条 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以 下、「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者 の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

【参考】

○職場におけるハラスメントの防止のために(セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント)【厚生労働省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(新旧対照表)

https://www.mhlw.go.jp/content/000757498.pdf

○障害福祉サービス事業所等における業務継続計画(BCP)作成支援【厚生労働省 HP】(研修動画・ガイドライン等掲載)

 $\frac{\text{https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003}{\text{.html}}$